

奈良県人事委員会事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月三十一日

奈良県人事委員会委員長 馬場 勝也

奈良県人事委員会規則第二十四号

奈良県人事委員会事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則

奈良県人事委員会事務局の組織に関する規則（昭和二十六年七月奈良県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第三条任用審査課の項第五号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同項中第十四号を第十七号とし、第十三号を第十四号とし、同号の次に次の二号を加える。

十五 公印の保管に関すること。

十六 文書の收受、配布、発送、編さん及び保存に関すること。

第三条任用審査課の項中第十二号を第十三号とし、第十一号を第十二号とし、第十号の次に次の一号を加える。

十一 退職管理に係る規制違反の届出及び通報の処理に関すること。

第三条給与課の項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、同号の次に次の一号を加える。

三 人事評価に関すること。

第三条給与課の項第七号中「及び勤務成績評定」を削る。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。